五　公安職俸給表(二)

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
8　級	一　種	119,100円
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

六　海事職俸給表(一)

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
7　級	一　種	130,100円
	(略)	(略)
6　級	一　種	123,100円
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

七～十三　(略)

備考　(略)

五　公安職俸給表(二)

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
(略)	(略)	(略)
8　級	一　種	119,000円
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

六　海事職俸給表(一)

職務の級	区　分	俸給の特別調整額
7　級	一　種	130,000円
	(略)	(略)
6　級	一　種	123,000円
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

七～十三　(略)

備考　(略)

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一一七の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九一三四一二九

人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表（第六条関係）

職員の区分 ＼ 期間の区分	1　項　職　員					2項職員	3項職員
	1　種	2　種	3　種	4　種	5　種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	100,000
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	100,000
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	100,000

改　正　前

別表（第六条関係）

職員の区分 ＼ 期間の区分	1　項　職　員					2項職員	3項職員
	1　種	2　種	3　種	4　種	5　種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
1年以上2年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000
2年以上3年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	100,000